

「新たな住宅セーフティネット制度」がはじまります

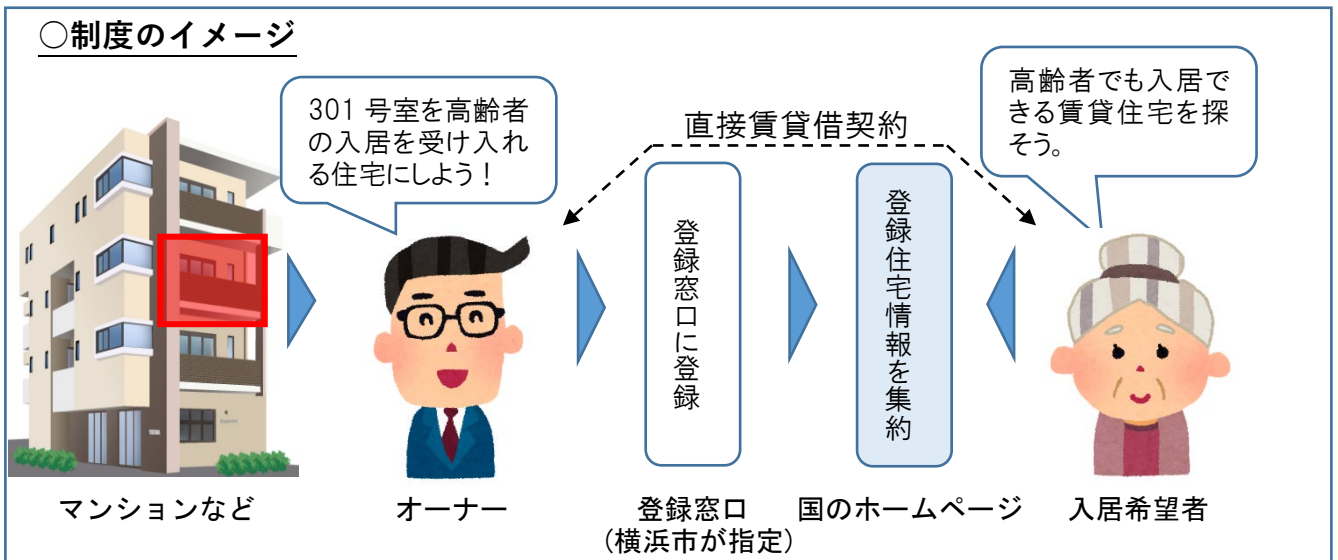
「空き家を高齢者・障害者などが入居しやすい住宅として登録する制度」受付開始！

マンションの空き室や戸建ての空き家などのオーナーが、空き室や空き家を「**住宅確保要配慮者※¹の入居を拒まない※²賃貸住宅**」(セーフティネット住宅)として横浜市に登録し、国がホームページで入居希望者に紹介する制度が平成 29 年 10 月 25 日から**登録受付を開始**します。

※1 住宅確保要配慮者：住宅セーフティネット法に規定される低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者など

※2 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲は登録時にオーナーが選択できます。(高齢者・障害者の入居を受け入れるなど)

○制度のイメージ



○登録によるメリット

① ホームページでの紹介

国のホームページで全国のセーフティネット住宅が紹介され、民間の賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者が入居しやすい住宅を探すことができます。

セーフティネット住宅情報提供システム：<http://www.safetynet-jutaku.jp/>

② バリアフリー化・耐震改修工事、シェアハウスへの改修などに対する補助

セーフティネット住宅のうち、住宅確保要配慮者専用の住宅にするなど、いくつかの要件を満たした場合に、国からオーナーに対して改修費への補助が受けられます。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業：<http://snj-sw.jp/>

○登録できる住宅

- ・マンションの空き室 1 戸単位または戸建て住宅などが登録可能
- ・原則床面積 25 m²以上 (シェアハウスは別基準)、新耐震基準相当の耐震性など

○登録窓口

横浜市内の住宅の登録は以下の窓口で受け付けます。登録は無料です。

「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 F

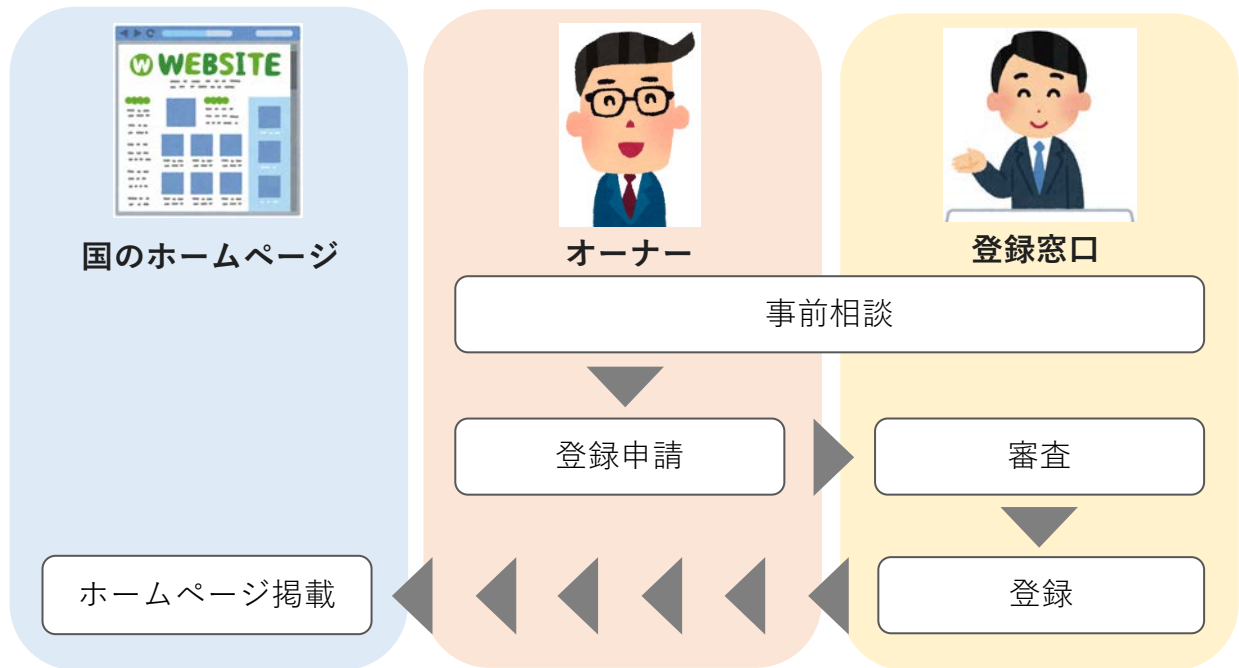
受付時間：月～金曜日、9時～17時 (12～13時を除く)

T E L : 045 (664) 6896 F A X : 045 (664) 9359

裏面あり

【制度概要】

1. 登録までの流れ



2. 主な登録基準

- ・ マンションの空き室1戸単位または戸建て住宅などが登録可能
- ・ 床面積が原則 25 m²以上（台所、収納設備等を共同利用する場合は 18 m²以上）
（シェアハウスの場合は住宅全体が(15×人数+10)m²以上、各専用個室が 9 m²以上）
- ・ 新耐震基準相当の耐震性を有すること
- ・ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

3. 登録制度ができた背景・期待される効果

「住宅確保要配慮者の増加」、「空き家・空き室の増加」を背景に、住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号））が改正され、空き家・空き室を「住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅」（セーフティネット住宅）として登録する制度が創設されました。

本登録制度により、高齢者・障害者などの方々が、以前よりスムーズに新たな住居を探し出し、入居しやすくなることが期待できます。

お問合せ先

建築局住宅政策課長 磐村 信哉 Tel 045-671-2917

本記者発表については神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市と同時発表しています。